

平成26年10月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(行ウ)第4号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年7月17日

判 決

金沢市

原 告

金沢市鞍月一丁目1番地

被 告 石川県知事谷本正憲

被告訴訟代理人弁護士 小堀秀行

同 森岡真一

主 文

1 被告は、塙崎康彦に対し、22万5874円を支払うよう請求せよ。

2 被告は、田中博人に対し、19万8136円を支払うよう請求せよ。

3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用はこれを14分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別紙議員目録の「議員」欄記載の各相手方に対し、同目録「請求額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、石川県の住民である原告が、別紙議員目録の「議員」欄記載の各石川県議会議員（以下「本件各議員」という。）が平成22年度に交付を受けた

政務調査費について、使途基準に違反する違法な支出がされており、本件各議員は石川県に対して違法に支出された金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに、被告はその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件各議員に違法に支出された別紙議員目録「請求額」欄記載の各金員及びこれに対する不当利得の返還期限の翌日である平成23年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた事案である。

2 法令等の定め

(1) 地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの）

ア 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない（100条14項）。

イ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（100条15項）。

(2) 石川県政務調査費の交付に関する条例（平成24年条例第71号による改正改称前のもの。以下「本件条例」という。甲2の1）

ア 政務調査費は、石川県議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）又はその所属議員に対し交付する（2条）。

イ 会派又はその所属議員は、政務調査費を次に掲げる費用に充てなければならない（8条1項）。

- 一 調査研究費
- 二 研修費
- 三 会議費

四 資料作成費

五 資料購入費

六 広報費

七 事務所費

八 事務費

九 人件費

ウ 前項各号に掲げる費用の使途基準は、議長が定める（8条2項）。

エ 会派の代表者又はその所属議員は、前年度における次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下この項において「收支報告書」という。）並びに当該收支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し（以下「收支報告書等」という。）を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない（9条1項）。

一 政務調査費に係る収入の総額

二 政務調査費に係る支出の総額並びに前条1項各号に掲げる費用ごとの支出の額及び主たる支出の内訳

三 政務調査費に係る収入の総額から政務調査費に係る支出の総額を控除した額

オ 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入の総額からその年度において行った政務調査費に係る支出（8条1項各号に掲げる費用に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない（11条）。

(3) 石川県政務調査費の交付に関する規程（平成24年議会規程第1号による改正改称前のもの。以下「本件規程」という。甲2の2）

ア 条例8条2項の使途基準は、別表のとおりとする（4条）。

イ 前記の別表は、別紙「使途基準」（以下「本件使途基準」という。）のとおりである。

3 前提事実

- (1) 原告は、平成24年3月30日、本訴において原告が被告に請求する内容を含む措置請求書を石川県監査委員に提出し、政務調査費の支出について地方自治法242条1項に基づく住民監査請求を行い、これは同年4月5日に受理された（甲1）。
- (2) 石川県監査委員は、同年5月24日付で、措置請求書における原告に主張には全て理由がない旨の監査結果を原告に通知し、上記監査請求を棄却した（甲1）。
- (3) そこで、原告は、同年6月20日、本訴を当裁判所に提起した（裁判所に顕著な事実）。

第3 争点及び当事者の主張

1 本件各議員による支出が本件使途基準に適合するか（争点①）

(1) 原告の主張

ア 別紙年会費等一覧表記載の各支出は、いずれも本件使途基準上、政務調査費から支出することができないとされている私的団体への年会費等の支払であるから、使途基準に適合しない。

イ 米田義三議員（以下「米田」という。）は、新聞購読料を調査研究費ないし会議費として計上しているが、新聞購読料は調査研究費ないし会議費に該当しないから、当該支出は使途基準に適合しない。

ウ 塚崎康彦議員（以下「塚崎」という。）は、調査費として政務調査費から110万円を支出しているが、調査研究の委託料が高額である上に、調査研究の委託先である有限会社エヌ・エス・テルが、塚崎が委託した調査事項について専門的知見を有していることの裏付けもないから、当該支出は使途基準に適合しない。

また、塙崎は日韓友好コンサート賛助金として政務調査費から30万円を支出しているが、支出先である有限会社メルヘン日進堂は調査研究を行う会社であるとはいはず、当該支出は使途基準に適合しない。

エ 吉田修議員（以下「吉田」という。）は、事務処理委託料として政務調査費から36万円を支出しているが、委託した内容が明らかでなく、当該支出は使途基準に適合しない。

また、吉田はおわら風の盆行事協力金として政務調査費から1000円を支出しているが、当該支出は調査研究のためのものであるとはいはず、使途基準に適合しない。

オ 政心会こと田中博人議員（以下「田中」という。）は、業務委託料として政務調査費から216万円を支出しているが、調査研究の委託料が高額で、田中の年間の政務調査費の支出に占める割合が高い上に、調査研究の委託先である株式会社サンアールは調査研究を専門に行う会社ではなく、田中の意向に沿った調査を行っていることの裏付けもないから、当該支出は使途基準に適合しない。

カ 本件使途基準に適合しない支出の本件各議員ごとの合計は、別紙議員目録の「違法額」記載のとおりであるが（なお、紐野義昭の本件使途基準に適合しない支出を合計すると36万2750円になるが、原告は35万7750円と主張するのでこれに従う。），本件各議員の一部は、同目録の「自己負担」記載のとおり、政務調査費の交付額を超える金額を自己の負担で支出しているから、これを控除した同目録の「請求額」記載の金額を本件各議員に請求するよう求める。

（2）被告の主張

政務調査費の支出が使途基準に適合しないことを理由とする不当利得返還請求の義務付けの訴えにおいて、原告は使途基準不適合を推認させる外形的事実を個別的、具体的に主張立証しなければならないが、原告は一般的、抽

象的な主張立証しか行っておらず、この点において本件における原告の請求は全て棄却を免れない。

しかし、念のため述べれば、原告が本件使途基準に適合しないとする本件各議員の支出は、いずれも本件使途基準に適合するものである。

ア 原告の主張アに対する反論

いわゆる年会費等についても、これを支払うことが県の事務及び地方行財政に関する調査研究に資するものであれば、使途基準において政務調査費から支出することが許されている調査研究費に該当する。年会費等の支出先である団体の目的、活動や県政との関連性について何ら言及せず、単に団体に対する年会費等であることを指摘するだけでは、外形的事実の主張立証があるとはいえない。

本件各議員は、別紙年会費等一覧表「支出先」欄記載の団体に対して支出をしている。これらの団体の性格は同「団体の性格」欄記載のとおりであり、これらの団体に支出することにより、同「調査上の意義」欄記載の調査活動をすることができたのであるから、これらの年会費等の支出が県政と関連性を有することは明らかである。

イ 原告の主張イに対する反論

使途基準の定める費目への当てはめに誤りがあっても、支出の実態が使途基準に適合していれば、当該支出は使途基準に適合しているといえる。また、米田は收支報告書に記載した新聞購読料の費目を資料購入費に訂正している。

ウ 原告の主張ウに対する反論

塙崎は、奥能登地域の地場産業や自然環境を活かしたプロジェクトの創業など、地域の活性化策について、有限会社エステルに調査を委託した。有限会社エステルは、奥能登地域において、薬局の経営や化粧品の製造販売等を行っており、前記の調査業務を委託する相手として適切であった

し、塙崎は同社から、生薬の栽培等、奥能登地域の活性化策に関する情報を入手することができた。したがって、有限会社エステルに対する支出は使途基準に適合する。

メルヘン日進堂は日韓友好コンサートの主催者である。塙崎は、贊助金を支出してイベントの準備に関わり、関係者と議論を重ねることにより、能登地域における日韓交流についての意識調査をすることができたのであり、同社に対する贊助金の支払は、実質的に、日韓関係を発展させて、どのように県政に反映することができるかを調査研究するための費用である。したがって、当該支出は調査研究費に当たり、使途基準に適合する。

エ　原告の主張エに対する反論

吉田は政務調査活動で収集した資料の整理やパソコン入力を1か月3万円で委託していた。したがって、当該支出は調査研究費ないし人件費に当たり、使途基準に適合する。

また、おわら風の盆行事協力金の実態は駐車料金である。吉田は観光行政の参考にするため「おわら風の盆」を現地調査しており、その際に駐車料金を支払ったものであるから、当該支出は調査研究費であり使途基準に適合する。

オ　原告の主張オに対する反論

田中は、地域情勢の視察や聞き取り調査など、幅広い調査業務を株式会社サンアールに委託した。株式会社サンアールは主としてコンサルタント業務を行っている会社であり、前記の調査業務を委託する相手として適切であったし、このような業務委託を行うことによって、田中は多忙な自身が直接赴かなくても、県民の要望を聴取することができるようになった。

したがって、有限会社エステルに対する支出は使途基準に適合する。

2　本件各議員に不当利得が生じる場合に遅延損害金が発生するか（争点②）

(1)　原告の主張

本件条例 9 条 1 項によれば、ある年度に石川県議会議員ないし会派が交付を受けた政務調査費について不当利得が発生した場合には、翌年の 4 月 30 日までに返還しなければならないというべきであり、平成 22 年度に交付された政務調査費に関する不当利得の返還に当たって、本件各議員らは平成 23 年 5 月 1 日からの遅延損害金を支払う義務がある。

(2) 被告の認否

原告の主張は争う。

第 4 当裁判所の判断

1 本件各議員による支出が本件使途基準に適合するか（争点①）について

(1) 地方自治法 100 条 14 項は、政務調査費の交付につき、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」ものと定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものと解される。しかし、他方で、政務調査費は、議長が具体的に定める使途基準に従つて使用しなければならず（本件条例 8 条），議員は、その年度において交付を受けた政務調査費に係る支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない（本件条例 11 条）とされていることに鑑みると、政務調査費の交付を受けた議員が政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出をした場合、当該議員は、当該支出相当額の金員を保有する理由がなくなり、知事に対して不当利得返還義務を負うことになると解するのが相当である。

そうすると、議員に政務調査費の返還を求める場合には、不当利得返還請求訴訟の一般的な主張立証責任の分配に従つて、原告において、返還を求める政務調査費の支出が、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費につ

いての支出に当たらない（法律上の原因を欠く）ことの主張立証責任を負うと解されるところ、当該政務調査費の支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的な事実（以下「外形的事実」という。）の存在を主張立証した場合には、返還を求められた議員の側において、当該支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に適合する支出であることを立証しない限り、当該支出は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費について支出したものでないと立証があったものと解するのが相当である。

(2) 私的団体に対する年会費等の支出について

ア 地方議会の議員による調査活動は広範に及びうるものであり、議員が特定の団体に年会費等を支払ってその活動に参加することにより有意義な調査活動が行われる可能性を否定すべきではないから、年会費等の名目で団体に対する支出がされているからといって、当該支出が使途基準に適合しないものと即断すべきではない。そして、原告が領収書等から認められる支出先の団体名のみをもって、当該支出が使途基準に適合しないと主張立証している本件においては、支出先の団体が、その名称からして、専ら議員の立場を離れた個人的資格において参加すべきものであることが明白であるといえない限り、外形的事実の主張立証が尽くされてはいないというべきである。

なお、原告は、年会費等を支出することによって調査活動を行ったとする議員らが、調査活動を行ったことを裏付ける証拠を議長に提出していないことをもって外形的事実があるといえると主張するが、議員にかかる証拠の提出を求める根拠が本件条例及び本件規程にあるわけではなく、採用の限りでない。

イ そこで検討するに、米田の支出先である金沢市光が丘連合町会は、その名称からして、専ら当該地域の住民たる資格において参加すべきものであ

ることが明白であるといえ、米田の金沢市光が丘連合町会に対する支出（1万8000円）については、外形的事実の立証があると認められる。そして、これに対する合理的な反論反証はされていないから、当該支出は本件使途基準に適合せず、違法な支出として不当利得返還義務を負うものというべきである。

ウ 他方、その他の支出については、支出先の団体が、その名称からして、専ら議員の立場を離れた個人的資格において参加すべきものであることが明白であるとまではいえず、外形的事実の主張立証が尽くされているとはいえないから、本件使途基準に適合しないとは認められない。

(3) 米田の新聞購読料について

米田は新聞購読料として7795円を支出しているところ（甲6の1, 2），当該支出は資料購入費として政務調査費を充当することが許される支出であり、単に収支報告書等において、本件使途基準の定める費目への当てはめを誤っただけで、当該支出の使途基準適合性が失われると解するのは相当ではない。したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

(4) 塚崎の調査費について

塚崎は調査費として110万円を支出しているところ（甲4の1の1ないし11），証拠（乙4, 33, 40, 証人塚崎, 証人中出）によれば、①塚崎が調査研究すべき課題（奥能登地域の産業構造をいかに組み立ててゆくか）を定めた理由、②調査研究の委託先を有限会社エスティルに選定した理由（同社は、薬草に関する知見が幅広く、漢方薬を含めた薬草の栽培が奥能登地域で可能か否か等の調査が十分期待できるため）、③同社との契約における委託金額、④同社から塚崎にされた調査研究成果の報告方法及び報告内容について、格別不自然な点は認められず、却って有意義な調査活動がされていたことがうかがわれる。

したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

(5) 塚崎の日韓友好コンサート賛助金について

塚崎は日韓友好コンサート賛助金として30万円を支出しているところ（甲6の4），イベントを開催するために必要な寄附をすることは、通常、議員の調査活動と関連性があるとはいはず、外形的事実の存在が主張立証されたものといえる。

これに対し、被告は当該支出が実質的に調査研究のための費用であると主張し、塚崎も、コンサートの開催に向けて活動するメンバーに加わり、準備の過程で多くの人と地域振興について議論することができたという趣旨の、被告の主張に沿う供述をする（乙33、証人塚崎）。確かに、地域振興に関する住民との意見交換が、議員にとって有益な調査活動に当たることは否定できないところである。しかし、塚崎がコンサートの開催に向けて活動にそのような意義が認められるかと言えばかなり疑わしいし、仮に認められるとしても、せいぜい副次的なものにすぎないと考えられる上に、塚崎自身が30万円もの金額を負担しなければならなかつた理由も明らかでなく（乙33によると、コンサートの開催に要した費用は約100万円であるというのであり、塚崎が費用の相当部分を負担していることになる。），当該支出と被告が主張する調査活動に実質的な関連性があるとは認め難い。

したがって、当該支出は本件使途基準に適合するものとはいえない。

(6) 吉田の事務処理委託料について

吉田は事務処理委託料として36万円を支出しているところ（甲4の2の1ないし12）、証拠（乙5、6の1ないし12、35、証人吉田）によつても外形的事実の存在が主張立証されたと認めるに足りないから、この点に関する原告の主張は理由がない。

(7) 吉田のおわら風の盆行事協力金について

吉田はおわら風の盆行事協力金として1000円を支出しているところ（甲6の5），一応、外形的事実の主張立証はなされていると認められる。

これに対し、被告は「おわら風の盆」を見学することには調査研究活動上の意義があると主張した上で、当該支出は駐車料金にすぎないと主張し、吉田もこれに沿う供述をする（乙35、証人吉田）。そして、「おわら風の盆」は富山市八尾地区で開催され、石川県近郊で観光地の実地調査を行うには適しているといい得ることも考慮すると、吉田が専ら観光目的で外出したとは認められず、被告の主張を排斥することはできないというべきである（なお、駐車料が協力金の名目で徴収されていることは、乙7より認められる。）。そうすると、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であったとまでは認定するに至らないから、この点に関する原告の主張は理由がない。

（8）政心会こと田中の業務委託料について

政心会こと田中は、業務委託料として、216万円を支出しているところ（甲4の3の1ないし12）、証拠（甲37、乙8、36ないし39、証人田中、証人藤村）によれば、①田中の委託先である株式会社サンアールは田中及びその親族が取締役を務める会社であること、②同社の社屋の一角に田中の事務所が設けられており、同社の従業員のうち田中から受託した委託業務に当たる者が常駐していたこと、③同社の従業員は、住民から相談があれば、田中の了解を得ずに調査を始めることがあったことが認められ、株式会社サンアールの従業員は、田中の個別の意向を踏まえた調査研究活動をしていったというよりは、秘書的な活動をしていたものと認められる。

本件使途基準における調査研究費は、受託者による調査研究活動と業務委託料とが対価関係に立つことを想定していると解されることに照らすと、実質的に秘書活動への対価である当該支出が本件使途基準の調査研究費の趣旨に適合するかは疑問なしとしないから、外形的事実の存在についての主張立証がなされたものといえる。

しかしながら、他方で、本件使途基準が別に人件費の項目を設けているこ

とに鑑みれば、当該支出が全体として本件使途基準に適合しないとまではいえないけれども、石川県議会が作成した政務調査費運用基準（乙3）によれば、政務調査費を充当することができる人件費は1か月15万円が上限とされていることに照らすと、田中による支出のうち180万円（1か月15万円の12か月分）を超える部分（36万円）は、本件使途基準に適合しないというべきである。

(9) ただし、本件各議員が自己負担したとされる金額相当分については利得がないものと解されるから返還義務が発生しない（なお、このことは原告も前提にしていると解される。）というべきである。したがって、前記(8)までに認定した本件使途基準に適合しない支出から、別紙議員目録の「自己負担」記載の金額を控除すると、塙崎には22万5874円、田中には19万8136円の残余があり（米田には残余はない。），原告の請求はこの限度で認容するのが相当である。

2 本件各議員に不当利得が生じる場合に遅延損害金が発生するか（争点②）について

(1) 前記の通り、政務調査費の支出が使途基準に適合しないときに会派又はその所属議員が負う返還義務の法的性格は不当利得返還義務であると解されるのであり、これは期限の定めのない債務（民法412条3項）に当たる。

したがって、政務調査費の返還義務を負う議員は、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金を支払う義務を負わないところ、本件で返還義務を負う議員が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠はないから、遅延損害金は生じない。

原告は、本条例9条1項を根拠に、平成23年5月1日が遅延損害金の起算点であると主張しているものと解される。しかし、使途基準に適合しない政務調査費の支出がされたことを原因とする不当利得が発生しているかは、後の裁判所の判断等によって確定するものであり、収支報告書等の提出

時には必ずしも明らかではないことを踏まえると、本件条例9条1項が、政務調査費の支出が使途基準に適合しないときに会派又はその所属議員が負う返還義務の履行期をも定めた規定であると解することが相当であるとはいえない。

(2) したがって、原告の主張は採用できない。

3 結論

以上のとおり、原告の本件請求は、①塚崎に対し22万5874円、②田中に対し19万8136円を支払うよう請求することを被告に求める限度で理由があるが、その余についてはいずれも理由がない。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 藤 田 昌 宏

裁判官 千 葉 沙 織

裁判官 太 田 健 介

別紙議員目録

議員	違法額	自己負担	請求額
中川石雄	201,000		201,000
福村章	155,000	101,150	53,850
向出勉	120,000		120,000
米田義三	415,795	26,245	389,550
小倉宏眷	269,000		269,000
石田忠夫	1,000		1,000
紐野義昭	357,750	236,380	121,370
木本利夫	220,000		220,000
藤井義弘	156,000	9,897	146,103
山田憲明	232,250		232,250
下沢佳充	145,000		145,000
塚崎康彦	1,402,000	74,126	1,327,874
吉田修	446,000	125,118	320,882
宮下登詩子	39,700		39,700
山根靖則	106,240		106,240
若林昭夫	14,000		14,000
盛本芳久	41,000		41,000
庄源一	10,000		10,000
政心会こと田中博人	2,163,000	161,864	2,001,136

別紙使途基準

費用	使途基準
調査研究費	会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに当該調査研究の委託に要する経費
研修費	会派又はその所属議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への会派の所属議員並びに会派及びその所属議員が雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派が開催する各種会議及びその所属議員が開催する県民の県政に関する要望、意見等を聴取するための各種会議に要する経費
資料作成費	会派又はその所属議員が行う議会の審議に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派又はその所属議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務所費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又はその所属議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費

別紙年会費等一覧表

登録番号	議員	支出先	支出額	書類	団体の性格	調査上の意義
1の1	中川石雄	石川県脳卒中リハビリテーション協会	1万円	甲13の1	脳卒中を発症した患者に対し、退院後においても地域において切れ目がない医療を提供することを目的とする団体である。	県内医療の現況及びリハビリテーション支援での県政課題について調査研究を行った。
1の2		石川県鳥獣被害防止対策連絡会	3000円	甲13の2	鳥やイノシシなど大型獣を中心とする県内の被害防止対策及び生物多様性の確保や生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とする団体である。	石川県内の自然環境の状況や被害の実態の把握及び防止対策等について情報収集や調査研究を行った。
1の3		石川県日伯協会	3万円	甲13の3	日本とブラジルの相互理解と友好親善、交流促進を目的とする団体である。	日本とブラジルとの国際交流に関する県政における課題等について調査研究を行った。
1の4		石川県山林協会	1万8000円	甲13の4	林野公共事業の推進や緑化運動の推進などの活動をする団体である。	造林事業や山林保護における県政課題について調査研究を行った。
1の5		白山市グラウンドゴルフ協会鶴来支部	2万円	甲13の5	生涯スポーツ推進事業の一環として誕生した、グラウンドゴルフの活動を推進する白山市の地域団体である。	高齢者の健康増進と今後の長寿社会のあり方について調査研究を行った。
1の6		政和会	12万円	甲13の6	県議会友会が県政の諸課題についての政策調査を目的に組織したものである。	県政諸課題について意見交換等を行うなどして、県政運営のあり方について調査研究した。
2の1	福村章	五十吉深香会	2万円	甲14の1	元芸術院会員法載五十吉氏の名前を冠した九谷焼研究会であり、九谷焼の歴史や現代九谷の方向性、商業化によるまで、伝統工芸九谷焼についての勉強会などを実施している団体である。	九谷焼作家、窯元、商業者等と意見交換を行って、石川県の伝統工芸のあり方や方向性について調査研究を行った。
2の2		北國新聞政経懇話会	1万5000円	甲14の2	各界の有識者による講演会を開催している団体である。	各界の有識者による講演会で政治、経済、教育等に関する様々な最新の情報を得て、県政課題について調査研究した。
2の3		政和会	12万円	甲14の3	1の6と同様である。	1の6と同様である。
3の1	向出勉	政和会	12万円	甲15	1の6と同様である。	1の6と同様である。
4の1	米田義三	金沢駐屯地協力会	1万円	甲16の1	金沢駐屯地と地域社会の緊密なる連携と相互親睦・発展を期することを目的とする協力団体である。	金沢における駐屯地の役割や課題及び石川県の危機管理体制の推進と地域の役割等について調査研究を行った。
4の2		北國新聞政経懇話会	18万円	甲16の2, 4	2の2と同様である。	2の2と同様である。
4の3		額地区体育協会	1万円	甲16の3	額地区三社下町には、公民館活動のうら、各種スポーツ関係は額地区体育協会により運営されており、上記協会は、地場住民の健康維持は誰もが目的に各族ぐる各種スポーツ大会への参加を促し、また参加激励するなどしている団体である。	地元要望を直接聴取し、県内の体育行政について調査研究を行った。
4の4		水曜会	5000円	甲16の5	金沢市南部及び野々市町(現在は市)の警察OBの会である。	石川県の犯罪対策や交通事故の抑止に関する諸課題や今後の警察行政のあり方について調査研究した。
4の5		警察音楽隊旧友会	5000円	甲16の6	警察音楽隊OBの団体である	警察と市民の交流と懐かしい目的に警察活動の広報的役割を担っている警察音楽隊の経験者からの意見収集及び意見交換により、警察行政全般及び今はの警察庁のあり方について調査研究を行った。
4の6		金沢市光が丘連合町会	1万8000円	甲16の7	(特に説明なし)	金沢市南部地区の問題点・要望などについて意見交換を行い、地域振興をはじめ県政課題全般について調査研究を行った。
4の7		尾山会	6万円	甲16の8	金沢退出の高齢会員5人で構成されている団体であり、県政諸課題について議論や意見交換等を行なっているほか、年に数回、県行政関係者、首長、議会議員など幅広い分野の人と意見交換会を実施している団体である。	国会情報、県行政、災害対策、社会福祉、教育など県政の課題に関する調査研究を行った。
4の8		政和会	12万円	甲16の9	1の6と同様である。	1の6と同様である。
5の1	小倉宏眷	BM技術協会	5000円	甲17の1	BMW(B=ボルティニアの働きで、M=ミネラルバランスに優れた。生き物にいいW=水をつくります)技術を研究、活用、普及し、「自然観を変え、生産のあり方を変える」ことを目指す全国組織である。	環境問題に関する調査研究を行った。
5の2		妙成寺文化財をまもる会	2000円	甲17の2	妙成寺五重塔の国宝化に向けて、文部科学省、石川県文化財課への陳情、広報活動を行うなどの活動をしている団体である。	石川県の観光行政に関する調査研究を行った。
5の3		株式会社中日新聞社(中日サロン会費)	11万円	甲17の3, 8	政治、経済、文化、芸能、スポーツの各界の著名な講師を招き、毎月講演会を開催しているものである。	環日本海交流、中国の訪日拡大や韓日FTA問題など観光・産業分野について調査研究を行った。
5の4		北國新聞政経懇話会	10万5000円	甲17の4, 9	2の2と同様である。	2の2と同様である。
5の5		宝達山水源の森づくり協会	2000円	甲17の5	宝達志水町が主体となり、宝達山の森を、未来に残すこととして、みんなで木を植え育てる活動、身近な森を守る活動などを行っている団体である。	自然資源の保全などについて調査研究を行ったものである。
5の6		羽咋市日中友好協会	5000円	甲17の6	日本中国両国民の相互理解と友好を深め、日本とアジア及び世界の平和と繁栄に貢献すると共に、中国友好親善に寄与することを目的とする団体である。	羽咋市の友好都市江蘇省通州市との交流、在日中国人との交流などを行って、国際交流に関する県政の諸課題について調査研究を行った。
5の7		石川県日伯協会	1万円	甲17の7	1の3と同様である。	1の3と同様である。
6の1	石田忠夫	富来中学校教育振興会	1000円	甲18	教員及びPTA、外部有識者、関係者が相互に教育振興に係わる諸課題について協議・検討することを目的とする団体である。	教育現場からの直接的な意見、外部有識者から授かるアドバイス、PTAからの家庭内における参考意見等々により、教育現場の現況等について調査研究した。
7の1	7の2	社団法人全国権太連盟	2500円	甲19の1	全国の横太出身関係者(引揚者、その子弟、近親者、支援者など)により結成されており、県内関係者の数は数百名に及んでいる団体である。	毎月発行する機関紙による情報収集の他、引き揚げ、援護事業、日本とロシアの外交、国際交流や北方領土問題等についての調査研究を行った。
7の2		金沢中央倫理法人会	1万円	甲19の2	実行によって直ちに正しさが証明できる論理検査を基に、経営者の自己革新を図り、心の豊かさを育む人々のネットワークを形成し、共生精神に則った健全な社会を実現し、地域社会の豊かな美しい世界作りに貢献することを目指す団体である。	調査研究活動として、主に会員企業の経営者を対象に開催される経営セミナー・セミナーに参加し、幅広い分野の経営者と意見交換をし、県政全般について調査研究を行ったものである。
7の3		石川県ラグビーフットボール協会	5000円	甲19の3	スポーツとしての正しいラグビーフットボールを普及・奨励し、その健全な発達を団体とともに具体力の向上と明確なラグビーマンシップの醸造にこだわって社会文化の向上発展に寄与することを目的とした石川県における団体である。	青少年の健全育成、スポーツ行政等について調査研究を行った。

7の4	石川県話し方研究会	8000円	甲19の4, 26	話し方及び弁論の研究を深め、社会教育に寄与することを目的とする団体である。	話し方や弁論の研究を行って、教育行政、特に国語教育に関する調査研究を行った。	
7の5	石川インドネシア友好協会	5000円	甲19の5	石川県とインドネシアの交流促進のため積極的な活動をしている団体である。	インドネシアからの訪問客や県内に来ている留学生の意見交換、互いの国柄や産業、教育についての情報交換などにより、県政における国際交流の課題について調査研究した。	
7の6	石川パーキンソン病友の会	4000円	甲19の6	パーキンソン病に罹患している本人、家族、関係者が入会している団体であり、医学の進歩研究に寄与とともに、パーキンソン病患者の療養生活の質の向上を図り、また、すべてのパーキンソン病患者が人間としての尊厳を保たず生活するための社会啓発活動や、相互の支援および国内外の関係団体との交流を行い、パーキンソン病の根絶を目指して活動することを目的としている。	パーキンソン病をはじめとする難病対策についての調査研究を行った。	
7の7	石川県釣り団体協議会	1万円	甲19の7	釣りに関する調査研究、魚族資源の保護増殖、釣り場環境の整備保全、その他遊漁としての釣りの健全な普及・発展を図ることを目的とする協議会である。	会員や県、海上保安庁の関係者と意見交換をし、観光振興、海岸などの環境美化などについて調査研究を行ったものである。	
7の8	社団法人石川県郷友会	2万円	甲19の8, 11	旧軍人、自衛隊OB、自衛隊を支援する者、防衛問題に興味や意見を持つ者等によって構成されている団体である。	機関紙を受領し現職の自衛官から様々な防衛、外交の課題についての知識を得、安全保障について情報収集を行った。	
7の9	石川ハワイ友好協会	3万5000円	甲19の9	石川県とハワイの交流促進のため積極的な活動をしている団体である。	県政における国際交流や観光の課題についての調査研究を行った。	
7の10	特定非営利法人世界青年友の会	5000円	甲19の10	NPO法人世界青年友の会との連携の下、国際交流活動やJICAや日本ユースホステル協会の受け入れ事業等を行っている。	国際交流に関する県政課題について調査研究を行った。	
7の11	金沢市柔道協会	1万円	甲19の12	柔道を石川県の中で最も中心的な立場で維持発展させるべく活動を行っている団体である。	スポーツ行政、青少年の健全育成、中学校の指導要領の変更に向けての対策などについて調査研究を行った。	
7の12	金沢市カヌー協会	1万円	甲19の13	平成3年の石川団体の成功を目指成され、今日までカヌー石川の組織、選手強化に力を尽くすとともに、各種行事を通じて青少年の健全育成を目的に活動を行う団体である。	スポーツ行政、青少年の健全育成について調査研究した。	
7の13	紺野義昭	金沢市柔道協会	4万9750円	甲19の14	7の11と同様である。	国民体育の精神を継承するための交流競争会として金沢9750円を支払うことにより、全市域へ広げて、スポーツ行政、青少年の健全育成、中学校の指導要領の変更に向けての対策などについて情報収集及び意見交換を行った。
7の14		特定非営利活動法人石川県ウォーキング協会	3000円	甲19の15	生涯学習の実現に寄与することを理念として、石川県内におけるウォーキング普及を推進するとともに、自然を愛護し、健康を増進し、明るい社会の発展を図ることを目的とする団体である。	健康維持、全国のウォーキング爱好者に対する観光、里山などの環境美化などについての調査研究を行った。
7の15		ひろびろ福祉会後援会	2000円	甲19の16, 17	ひろびろ福祉会は、ひろびろ作業所という授産所を発祥とし、現在は障害者のためのケアホームも運営している団体であり、支出先はその後援会である。	障害者福祉の実態や福祉全般とりわけ障害者福祉法における課題についての調査研究を行った。
7の16		金沢市相撲連盟	1万5000円	甲19の18	相撲を石川県の中で最も中心的な立場で維持発展させるべく活動を行っている団体である。	スポーツ行政、青少年の健全育成、中学校の指導要領の変更に向けての対策などについて調査研究を行った。
7の17		石川県防衛協会	1万円	甲19の19	北陸3県の防衛警備・災害派遣等の現状把握と自衛隊への理解促進を図ることを目的とした団体である。	郷土を守る隊員達の日々の活動を知るとともに、災害に備える地域活動の支えとして、防災に万全を期すべき県政の施策についての調査研究活動を行った。
7の18		社団法人石川県相撲連盟	1万5000円	甲19の20	相撲を石川県の中で維持発展させるべく活動を行っている団体である。	スポーツ行政、青少年の健全育成等について調査研究を行った。
7の19		石川県ユースホステル協会	2万円	甲19の21	青少年に自然愛護を奨め、各地の町や村の特徴文化的価値を認識させることにより、青少年の教育を促進し、相互の理解を深めることを目的とする団体である。	観光や青少年の健全育成、海外交流などについての調査研究を行った。
7の20		北信越学生柔道連盟	2万円	甲19の21, 27	柔道を北信越5県のエリアで統括している組織である。	スポーツ行政、青少年の健全育成、中学校の指導要領の変更に向けての対策などについて調査研究を行った。
7の21		生命尊重センター	1万円	甲19の22	「生命尊重の大切さ」を日本国民全員に理解してもらうことを目的に、啓蒙活動、学習・意見交換を行っている団体である。	教育行政や命の大切さを県政に反映させる政策について調査研究を行った。
7の22		石川郷土史学会	3000円	甲19の23	石川県郷土史の総合研究を推進し、その発展を図ることを目的とする団体である。	教育行政や石川県の歴史などについて調査研究を行った。
7の23		財団法人日本障害者スポーツ協会	3500円	甲19の24	障害者スポーツの一般への認知、指導者の養成、大会の開催・支援などに取り組んでいる協会である。	障害者スポーツや福祉・障害者行政等について調査研究を行った。
7の24		石川県レスリング協会	1万円	甲19の25	伝統的なレスリングの強豪県である石川県において、中心的な立場で維持発展させるべく活動を行っている団体である。	スポーツ行政、青少年の健全育成、中学校の指導要領の変更に向けての対策などについて調査研究を行った。
7の25		金沢自衛隊協力会	1万円	甲19の26	日本各地にある自衛隊を支援するための民間団体の一つであり、自衛隊との相互理解と親睦を図り、自衛隊の健全なる発展のため支援することを目的とする団体である。	自衛隊の実情や外交・防衛問題についての調査研究を行った。
7の26		自衛隊友の会	7000円	甲19の29	金沢駐屯地周辺地区で物心両面で自衛隊を支える人達、旧軍人、自衛隊OB、自衛隊を支援する者、防衛問題に興味を持つ者等によって構成されている。	自衛隊の実状や外交・防衛問題について調査研究を行った。
7の27		尾山会	6万円	甲19の30	4の7と同様である。	4の7と同様である。
8の1	佐藤和也	NPO法人日本中国朱鷺保護協会	1万円	甲20の1	国際保護鳥である朱鷺の保護と石川県における保護活動に係わる調査研究を目的とする団体である。	朱鷺を取り巻く環境について調査研究を行った。
8の2		バーデン・ヴュルテンベルグ会	3000円	甲20の2	ドイツ連邦バーデン・ヴュルテンベルグと日本の相互理解及び親善に寄与することを目的とする団体である。	ドイツの最新情報を収集し、国際交流活動に関する県政における諸課題についての調査研究を行った。
8の3		社団法人石川県相撲連盟	1万5000円	甲20の3	7の18と同様である。	7の18と同様である。
8の4		石川県社会教育協会	3000円	甲20の4	県内における社会教育振興並びに生涯学習の推進に係わる調査研究に資することを目的とする団体である。	教育行政についての県政課題について調査研究を行った。
8の5		IDスクラム20	1万円	甲20の5	県内同期生(昭和20年生まれ)により結成された団体であり、情報交換と社会還元に資する活動を目的としている。	講師として招かれた知事や有識者から情報収集を行っており、特に震災ボランティア活動等についての県政課題の調査研究を行った。

8の6	木本利夫	北國新聞政経懇話会	15万円	甲20の6、10	2の2と同様である。	2の2と同様である。	
8の7		世界連邦運動協会金沢支部	6000円	甲20の7	世界の恒久平和の実現を目的に世界連邦運動を展開し、日本国民の相互理解と運動推進に係わる調査研究を行う団体である。	エネルギー開発や平和問題、教育行政等について調査研究を行った。	
8の8		石川県日伯協会	1万円	甲20の8	1の3と同様である。	1の3と同様である。	
8の9		NPO法人石川県海外青年交流協議会	3000円	甲20の9	日本と海外の青年交流の相互の理解と友好親善に努めることを目的とする協議会である。	国際交流に関する県政課題について調査研究を行った。	
8の10		日本会議	1万円	甲20の11	皇室を慕び、伝統文化を尊重し、「誇りある日本」の国づくりをめざし、外交と安全保障を実現し、祖国への誇りと愛情をもった青少年の健全育成に向け、教育改革に取り組み、地方議会よりその活動を起こすための団体である。各県の連携を保ち、東日本大震災復興対策、沖縄・尖閣諸島の問題、新教育基本法に基づく教育改革、外国人への土地充實禁止条例などの諸課題に取り組んでいる。	教育行政や災害復興対策問題、国際問題について調査研究を行った。	
9の1	藤井義弘	小松市太太鼓連盟	1万5000円	甲21の1	加賀三湖太鼓など小松市内の13団体から構成され、南加賀海岸の郷土芸能である加賀太鼓の伝統と保存活動、創作太鼓の作成及び普及活動を主体に活動している団体である。	加賀太鼓の普及発展策や加賀太鼓の保存活動等について調査研究を行った。	
9の2		石川県小松市倫理法人会	5万円	甲21の2、3、6、8、10	7の2と同様である。	7の2と同様である。	
9の3		公益社団法人日本カヌー連盟	2万円	甲21の4	日本におけるカヌースポーツ先駆者として、代表する団体として、カヌースポーツの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている団体である。	スポーツ振興及び県民の健康増進に関する調査研究を行った。	
9の4		小松地区日中友好協会	1万円	甲21の5	日本と中国の相互理解、友好促進を深め、アジアと世界平和、安定に貢献することを目的としている団体である。	協会が実施する中国と日本の文化・スポーツ等の交流促進等について情報収集し、国際交流における石川県の諸課題について調査研究を行った。	
9の5		社団法人石川県サッカー協会	2万円	甲21の7	石川県におけるサッカー競技及びフットサル競技を統括し代行する団体として、サッカー競技及びフットサル競技の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている団体である。	石川県内におけるスポーツ振興に関する調査研究を行った。	
9の6		NPO法人円満の会	1万円	甲21の9	地域の人々に対し、地域活性化に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的として活動している団体である。	地域活性化に関する調査研究を行った。	
9の7		向本折枝下子供会育成委員会	5000円	甲21の11	子どもの健全育成と子供会の交流を目的に活動している団体である。	役員や保護者らとの意見交換を通じて、少子化の進む中で、地域ぐるみの子どもの健全育成について調査研究を行った。	
9の8		弘陽会	4000円	甲21の12	地域住民の親睦と福祉・防犯・防災等の地域活動を目的として松陽地区の12町内会や各種団体で構成する住民組織である。	松陽地区の集団登校時間帯の大型車両の通行制限の強化、排水路の改修整備等についての意見交換を通して、県政課題に関する調査研究を行った。	
9の9		A. R. Cエアーレッドクロス	1万2000円	甲21の13	本務以外に民間の海難、山岳事故等の救助、捜索等を行っている航空自衛隊小松救難隊を支援する団体である。	防災対策や救難活動のあり方等について調査研究を行った。	
9の10		石川県釣り団体協議会	1万円	甲21の14	7の7と同様である。	7の7と同様である。	
10の1	山田憲昭	能登空港ウイング・ネットワーク	1000円	甲22の1	地盤空港を次代に引き継ぐことを目的として結成された団体であり、10人以上の団体での研修や交流活動の事業に対する能登空港啓発等活動の実施、ハッピーバースデー能登羽田利用実績分析などの事業を行っている。	能登空港の活性化や空港行政について調査研究を行った。	
10の2		現代工芸石川会	3万円	甲22の2	より多くの人々に現代工芸を周知し、日本における新しい工芸分野の開拓をめざすことを目的に組織された団体である。	現代工芸に関する新しい工芸分野の開拓をめざすことを目的に組織された団体である。	
10の3		石川県救助犬協会連合会	3000円	甲22の3	医療救援犬を教訓料に、「ラントリニア」による災害救助犬の育成を目的に、犬による救助犬の育成訓練所に在籍、災害時の救助活動への貢献、被災地への救助活動への活動を行っている団体である。	災害救助犬の育成や災害に対する県政運営のあり方について調査研究を行った。	
10の4		金沢駐屯地協力会	1万円	甲22の4	4の1と同様である。	4の1と同様である。	
10の5		北國新聞政経懇話会	13万5000円	甲22の5、10	2の2と同様である。	2の2と同様である。	
10の6		世界連邦運動協会金沢支部	1万円	甲22の6	8の7と同様である。	8の7と同様である。	
10の7		石川県日伯協会	1万円	甲22の7	1の3と同様である。	1の3と同様である。	
10の8		石川県町村長OB会	4000円	甲22の8	町村長経験者が、行政全般について先進事例の研究などについて意見交換する団体である。	石川県内の町村長経験者と県政における課題等について意見交換を行い、今後の県政運営のあり方について調査研究を行った。	
10の9		財団法人北國芸術振興財団	3000円	甲22の9	2008年に開館した「北國新聞赤羽ホール」を核に、演奏会・公演の開催などを通して国内外の優れた芸術文化を紹介することを目的とする財団である。	石川県の県民文化の発展に関する調査研究を行った。	
10の10		株式会社内外ニュース	2万6250円	甲6の3	情報誌「世界と日本」を発行して、様々な分野での情報提供を行っている団体であって、各地で懇談会や講演会を開催している。	株式会社内外ニュースが発行する情報誌を入手し、また、同社が主催する講演会に参加することによって、種々の県政課題についての調査研究を行った。	
11の1	下沢佳充	武蔵商店街振興組合	9000円	甲23の1、3、5、6、8、9、10、12、13	武蔵ヶ辻地区において商店を営む人による商店街の振興発展を目的とした組合団体である。	組合の組合員や関係者と意見交換を行い、同地区の抱える問題点や今後の方向について検討・協議することで、石川県における商工業やそれらに連携する課題について調査研究を行った。	
11の2		あすなろ会	2万円	甲23の2	異業種が交流することを目的として活動する団体であり、地元議員、会社経営者、大学関係者など様々な業種の人で構成されている。	経済界や各種団体と意見交換を行うことで、県政全般における施策や諸課題について調査研究を行った。	
11の3		金沢駐屯地協力会	1万円	甲23の4	4の1と同様である。	4の1と同様である。	
11の4		社団法人石川県郷友会	1万円	甲23の7	7の8と同様である。	7の8と同様である。	

11の5	如月会	3万6000円	甲23の11	普段では接点のない多種多様の業種の人人が互いの交流し、意見交換をすることを目的とする会である。	団体が定期的に開催する講演会や県や金沢市の施設見学会に参加し、意見交換を行うことにより、県政全般における施策や諸課題について調査研究を行った。
11の6	尾山会	6万円	甲23の14	4の7と同様である。	4の7と同様である。
12の1	塙崎康彦 能郷郷友会	2000円	甲24	奥能登の産業、交通及び文化の開発向上を目的としている団体である。	過疎化が進行する奥能登地域の産業や文化の課題についての調査研究を行った。
13の1	吉田修	野々市町商工会	1万円	甲25の1	その地域内の商工業者を会員として設立された団体であり、地域経済の向上発展を目的とし、国や県の小規模企業施策を実施している。
13の2		野々市町トランポリン協会	3万円	甲25の2	町(現在は市)の体育・スポーツを振興することにより、市民の健全な心身の発達と安全安心なトランポリン活動の形成を目的とした協会である。
13の3		社会福祉法人野々市町社会福祉協議会	1万円	甲25の3	社会福祉法に基づいて、県・町(現在は市)に組織され、地域の社会的弱者を支援する地域福祉活動や在宅サービスを企画し、実施する団体である。
13の4		野々市町国際友好親善協会	3000円	甲25の4	町(現在は市)と国内外の都市との友好親善を図るための団体であり、市民の相互理解をもとに多方面にわたる交流を深める活動を行っている。
13の5		石川県防衛協会	2万円	甲25の5	7の17と同様である。
13の6		財団法人北國総合研究所	1万2000円	甲25の6	民間公益法人によるシンクタンクであり、地域に密着した調査活動を行うことを特徴としている。
14の1	宮下登詩子	北鉄退職者の会	4000円	甲26の1, 5	交通問題や高齢者の意識向上を目的とする団体である。
14の2		石川県消費者団体連絡会	1万円	甲26の2	運営石川、労組、女性会議、生協、個人の各団体で構成され、消費者自らが主導して活動し、消費者市長会金の実践を目指して、行政・事業者・消費者をコーディネートしている団体である。
14の3		石川県平和運動センター	1万円	甲26の3	反戦、平和、人権、環境、脱原発をテーマに活動している団体である。
14の4		女性会議石川	6000円	甲26の4	女性のいのちくらし、平和のため活動する団体である。
14の5		石川県憲法を守る会	500円	甲26の6	憲法の三大原則を中心とした理念の研究を行い、社会での実現を目指し、現憲法擁護の立場から各種の活動を行っている団体である。
14の6		女性会議石川	7200円	甲26の7	14の4と同様である。
14の7		憲法九条を広める会	2000円	甲26の8	憲法9条の平和主義を広く国民、市民に知らせるとともに、大切に守るために活動を行っている団体である。
15の1	山根靖則	小松市遺族会	1000円	甲27の1	戦争の記憶がだんだん薄れて、伝える人が亡くなっていく中で、写真や当時の品物などの記憶を残していく取り組みを行っている団体である。
15の2		石川県憲法を守る会	2000円	甲27の2	14の5と同様である。
15の3		聖戰大碑撤去の会	2000円	甲27の3	金沢護国神社に建てられている聖戰大碑が、先の戦争を肯定する立場に立っているため、それを撤去することを目的とする団体である。
15の4		小松市同和教育研究協議会	500円	甲27の4	石川県同和教育研究会の支部として設立された協議会である。
15の5		県政小松会	5万円	甲27の5	小松市選出県議4名で結成し、党派を超えて、地元小松市を中心として県政発展のために活動している会である。
15の6		石川県退職教職員協議会	2000円	甲27の6	県内の小中学校を退職した男性教職員で構成している団体であり、教育の民主化と教育環境の改善を目指して活動を行っている団体である。
15の7		石川県同和教育研究協議会	2000円	甲27の7	あらゆる差別を排除し、人権擁護の意識を高める学校教育、社会教育の推進を図るために教育実践と、交流、研究、資料作成を行う団体である。
15の8		能登原発差し止め訴訟原告団	3120円(うち送金手数料120円)	甲27の8	志賀原発の差し止めとブルマーサルの中止を目的とする団体である。
15の9		石川県職員小松会	2万円	甲27の9	地域の実情をよく知る小松地区の県職員の会である。
15の10		七尾港に強制連行・労働させられた中國人の戦後捕虜を求める訴訟を支援する会	2000円	甲27の10	戦時中、炭鉱、鉱山、港湾労働などの労働のため、中国・韓国等から七尾港に強制連行された人達の戦後捕虜を支援する団体である。
15の11		鞍掛山を愛する会	5000円	甲27の11	鞍掛山は、小松市と加賀市の間にあむふるとて代々育つる山であり、鞍掛山を愛する会は、地域の子どもたちを対象とした里山自然学校の開催、荒地を林林やウォーキング大会、さらには中学生に対して帝少勧業への復讐精神を運び出すための講演会を行うなどの活動を行っている。
15の12		日本ベトナム平和友好連帯会議	2500円	甲27の12	ベトナム戦争の枯葉剤作戦によって被害を受けた人々の療養所、施設などへの支援を行い、また、ベトナムと日本の国際交流をはかっている団体である。
15の13		はとの会(骨髓バンク推進連絡協会)	1万円	甲27の13	骨髓バンクを公的機関とすべく運動している団体である。
15の14		石川県憲法を守る会	2120円(うち送金手数料120円)	甲27の14	14の5と同様である。

15の15		広範な国民連合	2000円	甲27の15	超党派の議員を中心とする全国組織であり、平和・人権・環境を重視した社会の実現を目指す団体である。	人権や環境問題に関する国内外の情勢について情報収集し、東日本大震災復興や福島原発事故と地方自治の課題について調査研究を行った。
16の1	若林昭夫	憲法を守る加賀市民の会	2000円	甲28の1	憲法を守るために学習し、行動する市民の団体である。	平和問題や憲法の理念について調査研究を行った。
16の2		加賀市片野鴨池坂網獵保存会	2000円	甲28の2	加賀市の伝統文化である坂網獵を保存することを目的とする団体である。	地域伝統文化の継承・保存及び観光資源の活用について調査研究を行った。
16の3		加賀聖城高等学校教育振興会	7000円	甲28の3	定時制OBや加賀市内の起業家が定時制教育の充実・発展のために作った団体である。	定時制高校を中心とする教育行政について調査研究を行った。
16の4		NPO法人かが育成会グリーンファームもぐ後援会	3000円	甲28の4	障害者の生活訓練、就労移行等を目的としたNPO法人である。	県政における障害者施策についての調査研究を行った。
17の1		九条の会・石川ネット	5000円	甲29の1, 9	憲法の理念、特に9条に示される平和主義についての理解を深め、この実現に向けた活動を行い、また憲法改正の動きについて、憲法擁護の立場から活動を行う団体である。	憲法9条の理念や平和問題について調査研究を行った。
17の2		石川県同和教育研究協議会	3000円	甲29の1, 3	15の7と同様である。	15の7と同様である。
17の3		石川県憲法を守る会	4000円	甲29の2, 9	14の5と同様である。	14の5と同様である。
17の4		石川県退職教職員協議会	2000円	甲29の2	15の6と同様である。	15の6と同様である。
17の5		広範な国民連合	7000円	甲29の4, 7	15の15と同様である。	15の15と同様である。
17の6		石川・学校図書館を考える会	1000円	甲29の5	石川県の学校図書館、読書教育の推進のための条件整備を求めるため、県内的人的、物的条件について調査研究を行う団体である。	学校図書館が果たす役割、学校図書館司書の配置促進、雇用条件の改善などについて調査研究した。
17の7	盛本芳久	七尾港に強制連行・労働させられた中国人の戦後補償を求める訴訟を支援する会	2000円	甲29の5	15の10と同様である。	15の10と同様である。
17の8		日本ベトナム平和友好連帯会議	5000円	甲29の6	15の12と同様である。	15の12と同様である。
17の9		憲法九条を広める会	2000円	甲29の7	14の7と同様である。	14の7と同様である。
17の10		野町・弥生消防協力会	1万円	甲29の8	野町・弥生地域の防災と消防団活動について理解を深め、その活動の充実を支援する団体である。	火災等の被害の現状と対応について情報収集し、地域防災について調査研究した。
18の1	庄源一	石川県日伯協会	1万円	甲30	1の3と同様である。	1の3と同様である。
19の1	田中博人	石川県鳥獣被害防止対策連絡会	3000円	甲31	1の2と同様である。	1の2と同様である。

これは正本である。

平成26年10月16日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 角谷 浩二